



(答申等の尊重)  
第三条 政府は、審議会から答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)  
第四条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を選択する。

(委員及び特別委員)  
第五条 委員は学識経験のある者  
うちから、特別委員は国会議員及び  
学識経験のある者らから内閣総理大臣が任命する。

2 国会議員のうちから任命された  
特別委員は、国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める具体案の作成につ  
いては、その調査審議に加わること  
ができる。

2 特別委員は、當該特別の事項の  
委員の任期は、前任者の残任期間と  
同とする。

3 委員は、当該特別の事項の  
調査審議が終了したときは、解任  
されるものとする。

4 特別委員は、當該特別の事項の  
調査審議が終了したときは、解任  
されるものとする。  
(会長及び副会長)  
5 委員及び特別委員は、非常勤と  
する。

第六条 審議会に、会長及び副会長  
一人を置き、委員の互選によつて  
これを定める。

1 この法律は、公布の日から施行  
する。  
(政令への委任)  
第九条 審議会の庶務は、自治省選  
挙局において處理する。

第十一条 この法律に定めるものは、  
か、審議会に關し必要な事項は、  
政令で定める。

1 この法律は、公布の日から施行  
する。  
(竹山祐太郎君登壇)  
○竹山祐太郎君 ただいま議題となり  
ました選挙制度審議会設置法案につ  
いて、特別委員会における審議の経過並  
びに結果を御報告申し上げます。

2 総理府設置法(昭和二十四年法  
律第二百二十七号)の一部を次のよ  
うに改正する。  
○議長(清瀬一郎君) 採決いたしま  
す。

3 地方交付税法及び地方財政法の一  
部を改正する法律案

2 会長は、会務を総理する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長  
に事故があるとき、又は会長が欠  
けたときは、その職務を代理する。

(幹事)  
第七条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、学識経験のある者及び  
関係行政機関の職員のうちから、  
幹事は、審議会の所掌事務につ  
いて、委員及び特別委員を助け  
る。

4 幹事は、非常勤とする。

(公聴会及び資料の提出等の要求)  
第八条 審議会は、必要があるとき  
は、公聴会を開くことができる。

2 審議会は、必要があるときは、  
関係行政機関の長に対し、資料の  
提出、意見の開陳、説明その他必  
要な協力を求めることができる。

(底本)

第十一條第一号中「選挙制度  
調査会」を「選挙制度審議会」に改  
めよう。改正する。

3 自治省設置法(昭和二十七年法  
律第二百六十一号)の一部を次の  
とおり改正する。

第十二条第一号中「選挙制度  
調査会」を「選挙制度審議会」に改  
めよう。改正する。

1、選挙制度審議会の調査審議に當  
たっては、まず、当面急を要する  
事項について早急に行ない、選挙  
区制の根本的改正について調査審  
議を行なう場合には、特に慎重を  
期すること。

2、公明選挙を推進するため、選挙  
管理委員会の組織及び権限を強化  
すること。

3、選挙公営を拡充強化し、罰則を  
強化する等選挙の腐敗防止に努め  
ること。

4、現行選挙区制のもとにおける衆  
議院議員の選挙区別人口と議員定  
数の不均衡をすみやかに是正する  
こと。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

右

国会に提出する。

昭和三十六年三月十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

第十五条第一項の表中選挙制度  
調査会の項を次のように改める。

本案は、去る三月二十四日委員会に  
れを省略させていただきます。

付託され、慎重審議を進めて参りま  
したが、昨日質疑を終了し、直ちに採決  
した。審議の詳細は会議録に譲ること  
いたします。

なお、本案には全会一致をもつて次  
の附帯決議を付することに決しました。

1、選挙制度審議会の調査審議に當  
たっては、まず、当面急を要する  
事項について早急に行ない、選挙  
区制の根本的改正について調査審  
議を行なう場合には、特に慎重を  
期すること。

2、公明選挙を推進するため、選挙  
管理委員会の組織及び権限を強化  
すること。

3、選挙公営を拡充強化し、罰則を  
強化する等選挙の腐敗防止に努め  
ること。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

右

国会に提出する。

昭和三十六年三月十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律  
(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「提出しなければならない」を「提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならない」に改める。

第十二条第一項の表を次のよう改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	五一〇、七〇〇円〇〇
二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき	二四四八
三 教育費	橋りょう費	一メートルにつき	一四四〇
四 高等学校費	河川費	一メートルにつき	三〇七八五
五 その他の土木費	港湾費	一メートルにつき	三五八一
六 その他の教育費	その他の土木費	一メートルにつき	二六〇六四〇
七 児童及び生徒の教育費	面積	一平方キロメートルにつき	四、四〇〇〇〇
八 市町村の人口	人口	一人につき	四〇三四
九 盲学校、養護学校の児童及び生徒の数	海岸保全施設の延長	一メートルにつき	三五六〇〇
十 都市計画費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき	六八一、八三七〇
十一 都市計画費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき	二〇〇、四一〇〇
十二 都市計画費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき	四六、七七五〇
十三 都市計画費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき	二〇九、五二〇〇
十四 都市計画費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき	四六、七七五〇
十五 都市計画費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき	二〇、二六七〇
十六 都市計画費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき	七六二九〇
十七 都市計画費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一人につき	六三、七六二〇〇

道府県	四 厚生労働費	五 農業経済費	六 その他の行政費	七 災害復旧費	八 特定償償現費
1 生活保護費	町村部人口	農地の面積	恩給費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	許可されるため発行された地方債を充てたための財源に係る元利償還金
2 社会福祉費	人口	耕地の面積	商工行政費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	許可されるため発行された地方債を充てたための財源に係る元利償還金
3 衛生費	人口	林野行政費	水産行政費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	許可されるため発行された地方債を充てたための財源に係る元利償還金
4 労働費	工場事業場労働者	農業行政費	商工行政費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	許可されるため発行された地方債を充てたための財源に係る元利償還金
5 産業経済費	失業者数	林野行政費	水産行政費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	許可されるため発行された地方債を充てたための財源に係る元利償還金
6 農業行政費	耕地の面積	農業行政費	商工行政費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	許可されるため発行された地方債を充てたための財源に係る元利償還金
7 その他の諸費	農家数	水産業者数	商工業の従業者数	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	許可されるため発行された地方債を充てたための財源に係る元利償還金
8 徵稅費	人口	恩給受給権者数	人口	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	許可されるため発行された地方債を充てたための財源に係る元利償還金
9 災害復旧費	千円につき	千円につき	千円につき	三八、五四〇〇	一〇六一一
10 災害復旧費	一町歩につき	一町歩につき	一人につき	三七〇〇〇	一、五〇一〇〇
11 災害復旧費	一人につき	一人につき	一人につき	九、〇〇七〇〇	二、四〇五〇〇
12 災害復旧費	一町歩につき	一町歩につき	一人につき	四八六〇〇	二六、六八八〇〇
13 災害復旧費	一戸につき	一戸につき	一人につき	二六、六八八〇〇	二〇九九七
14 災害復旧費	一戸につき	一戸につき	一人につき	八三六八	一九五六三
15 災害復旧費	一戸につき	一戸につき	一人につき	一九六〇〇	一九六〇〇

土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき
木賃	一人につき
教育費	一、二一七八〇〇
その他の土	四、五八〇〇
市町村	四、一、五八〇〇

小学校費	児童数
中学校費	学級数
高等学校費	学校数
その他の教	生徒数
育費	学級数
厚生労働費	学校数
生活保護費	人口
社会福祉費	市郊人口
衛生費	人口
労働費	失業者数
産業経済費	農家数
農業行政費	商工業の従業者数
その他の行政費	林業、水産業及び鉱業の従業者数
徴稅費	市町村税の税額
戸籍住民登録費	本籍人口
その他	世帯数
災害復旧費	人口
特定償償還費	面積

災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金等特定に係るため発行を許可された元利償還金	一円につき
公共事業費等特定に係るため発行を許可された元利償還金	一円につき
その他の財源に充てた地方債の元利償還金等特定に係るため発行を許可された元利償還金	一円につき
その他の諸費	一平方キロメートルにつき
災害復旧費	一九三、〇〇〇
特定償償還費	九五

## 第十二条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中

(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行なった災害復旧事業に係る負担金に充てるため昭和二十七年度以後において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金

(2) 特別の措置として発行を許可された地方債(以下「特別措置債」という。)で自治大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金

同表測定単位の種類の欄中「四十一」を「四十」として発行を許可された地方債に係る元利償還金

「(特別措置債、地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土じよう対策事業債を除く。)を「地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土じよう対策事業債並びに昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和二十九年度において特別の措置として発行を許可された地方債で自治大臣の指定するものを除く。」に改める。

第十三条第十項中「特定償償還費」を「災害復旧費及び特定償償還費」に改める。

第十六条第四項中「四月一日以前一年内に」を「四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に」に改める。

(地方財政法の一部改正)  
第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改める。

第三十三条 削除  
この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十六年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和三十六年度に限り、改正後の地方交付税法第十二条第一項の表道府県の項及び市町村の元利償還金等特定に係るため発行を許可された元利償還金

公共事業費等特定に係るため発行を許可された元利償還金

(1) 国庫の負担金を受け、若しくは受けないで施行した災害復旧事業に係る負担金に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金

行なった災害復旧事業に係る負担金に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金



四十 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の昭和三十七年度以降において償還すべき元金の昭和三十六年度における償還額

四十一 特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利債還金

四十二 公共事業費等特定の事業に係るため発行を許可された地方債に係る元利債還金

るものとする。

3 改正前の地方財政法第三十三条第一項の規定により昭和三十五年度において地方債を起ことすものとする。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を

御承知のことく、昭和三十六年度

を求めます。地方行政委員会理事中島茂喜君。

[報告書は会議録追録に掲載]

○中島茂喜君 ただいま議題となりました地方交付税法及び地方財政法の一項を改正する法律案につき、地方行政委員会における審査の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

は、各種公共事業の推進、社会保障関係施策の拡充、地方公務員の給与改定の平年度化等に伴い、地方団体の財政負担が大幅に増加いたしましたので、これに対応してその財源を付与する必要が生じているのであります。また、一面、本年度は、地方交付税の総額も、国税三税の大額な増加や前年度からの繰り越しによって相当の増額になりますので、政府は、地方交付税法を改正す

して、これら所要財源につき関係基準

財政需要額の増加をはかるほか、この数値の補正方法の一部を改め、その他地方交付税法の規定の整備を図り、あわせて固定資産税の制限税率の引下げに伴う減収額をうめるための地方債の特例措置を廃止とともにその経過措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

4 前項の規定による地方債については、国は、毎年度、当該年度分の元利債還金の額に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。

5 附則第三項の規定による地方債は、国が資金運用部資金をもつてその金額を引き受けるものとする。

6 市町村は、附則第三項の規定による地方債を起こす場合においては、地方自治法(昭和二年法律第六十七号)第二百五十条の規定にかかるらず、自治大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、自治大臣は、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

7 附則第三項の規定による地方債の利息の定率及び償還の方法並びに附則第四項の規定による地方債元利補給金の交付の方法その他前四項の規定の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

8 改正前の地方財政法第三十三条第一項の規定により起こした地方債に係る地方債元利補給金の交付については、なお從前の例による。

#### 理由

地方交付税総額の増加に伴い単位費用を改定し、測定単位の数値の算定の基礎及び測定単位の数値の補正方法の一部を改め、その他地方交付税法の規定の整備を図り、あわせて固定資産税の制限税率の引下げに伴う減収額をうめるための地方債の特例措置を廃止とともにその経過措置を講ずることとしておるのであります。

法案の内容は、まず、地方交付税法の改正等と相待つてこれを廃止する地方団体が単独で行なう建設事業費のこととし、そのため、本案において地方財政法の一部をも改正して所要の措置を講ずることとしておるのであります。

法案の内容は、まず、地方交付税法の改正に関する事項であります。その一は、公共投資の充実、社会保険関係経費の拡充、給与費の増加等に對応して、それぞれの関係行政項目の財政需要額に算入するにあたり、新た

昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和三十六年度における元利債還金及び昭和三十七年度における元利債還金に係る負担金に充てるため昭和二十六年度を以前において発行を許可された地方債の昭和三十七年度以降において償還すべき元金の昭和三十六年度における元利債還金(以下「特別措置債」という)で自治大臣が指定するものに係る昭和三十七年度度における元利債還金及び昭和三十六年度における元利債還金の額に相当するものを許可された地方債(以下「特別措置債」という)で自治大臣が指定するものに係る昭和三十六年度における元利債還金及び昭和三十七年度における元利債還金の額に相当するものとする。

4 前項の規定による地方債については、国は、毎年度、当該年度分の元利債還金の額に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。

5 附則第三項の規定による地方債は、国が資金運用部資金をもつてその金額を引き受けるものとする。

6 市町村は、附則第三項の規定による地方債を起こす場合においては、地方自治法(昭和二年法律第六十七号)第二百五十条の規定にかかるらず、自治大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、自治大臣は、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

7 附則第三項の規定による地方債の利息の定率及び償還の方法並びに附則第四項の規定による地方債元利補給金の交付の方法その他前四項の規定の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

8 改正前の地方財政法第三十三条第一項の規定により起こした地方債に係る地方債元利補給金の交付については、なお從前の例による。

#### 理由

地方交付税総額の増加に伴い単位費用を改定し、測定単位の数値の算定の基礎及び測定単位の数値の補正方法の一部を改め、その他地方交付税法の規定の整備を図り、あわせて固定資産税の制限税率の引下げに伴う減収額をうめるための地方債の特例措置を廃止とともにその経過措置を講ずることとしておるのであります。

法案の内容は、まず、地方交付税法の改正等と相待つてこれを廃止する地方団体が単独で行なう建設事業費のこととし、そのため、本案において地方財政法の一部をも改正して所要の措置を講ずることとしておるのであります。

その一は、公共投資の充実、社会保険関係経費の拡充、給与費の増加等に對応して、それぞれの関係行政項目の財政需要額に算入するにあたり、新た

に財政力補正を適用することとしたほか、省令事項ではあります、市町村にあつても、「その他の諸費」のうち、人口を測定単位とするものについて、都市的形態の度合に応じて定めている額容補正係数を改正して行政の質の差のあることを前提として行なつていいことのを前提として行なつていい。十種地以下の市町村の経費の割り落としを廃止しようとしております。

その三は、長期にわたる地方財政の健全化を推進する措置として、地方公務員の退職年金制度の実施が一ヵ年延期されたことに伴い、不用となつた財源を昭和三十七年度以降に留保する意味において、その財源をもつて一部地方債の繰り上げ償還を期待することとしております。すなわち、特別措置債及び昭和二十六年度以前の発行にかかる災害復旧事業債の繰り上げ償還によっておりましたのであります。

次に、地方財政法の改正に関しましては、さきに述べましたように、固定資産税の制限税率引き下げに伴う減収補てんのための起債の特例を昭和三十一年に、公共投資関係の基準財政需要額が相当に増額され、ことに、地方団体が單独で行なう投資的事業の財源についての説明を聽取し、自來、地方財政計画との関連において慎重な審査を行ないましたが、その詳細は会議録に譲ります。

本案は、三月十五日本委員会に付託され、翌十六日安井大臣より提案理由の説明を聽取し、自來、地方財政計画との関連において慎重な審査を行なつたが、その詳細は会議録に譲ります。

この法律案では、市町村にあつても、「その他の諸費」のうち、人口を測定単位とするものについて、都市的形態の度合に応じて定めている額容補正係数を改正して行政の質の差のある現状において、公共投資の拡充、給与費の増加等に対応する所要財源の確保はもとより、行政水準の向上、地域格差の解消等の諸要請にこたえるためには、与えられた交付税のワク内で配分を考えただけでは問題は解決されないのでないか。交付税の総額をさらに増加し、これによって弱小団体に対する傾斜的配分を強むべきではないか。また、単位費用の積算に用いる給与費その他の単価が実態に合致していないのではないか。今次改正では税外負担解消のための措置を明確に打ち出していかなければ、解消の実効を期する上からは、前年度に引き続き、この点を配意すべきではなかつたか等の諸点であります。これらの論議に対して、政府は「本年度においては、地方税の増収、道路目的財源の充実等のほか、さらに、地方交付税の増額に伴い、公共投資関係の基準財政需要額が單独で行なう投資的事業の財源についての説明を聽取し、自來、地方財政計画との関連において慎重な審査を行なつたが、その詳細は会議録に譲ります。

この法律案では、市町村にあつても、「その他の諸費」のうち、人口を測定単位とするものについて、都市的形態の度合に応じて定めている額容補正係数を改正して行政の質の差のある現状において、公共投資の拡充、給与費の増加等に対応する所要財源の確保はもとより、行政水準の向上、地域格差の解消等の諸要請にこたえるためには、与えられた交付税のワク内で配分を考えただけでは問題は解決されないのでないか。交付税の総額をさらに増加し、これによって弱小団体に対する傾斜的配分を強むべきではないか。また、単位費用の積算に用いる給与費その他の単価が実態に合致していないのではないか。今次改正では税外負担解消のための措置を明確に打ち出していかなければ、解消の実効を期する上からは、前年度に引き続き、この点を配意すべきではなかつたか等の諸点であります。これらの論議に対して、政府は「本年度においては、地方税の増収、道路目的財源の充実等のほか、さらに、地方交付税の増額に伴い、公共投資関係の基準財政需要額が單独で行なう投資的事業の財源についての説明を聽取し、自來、地方財政計画との関連において慎重な審査を行なつたが、その詳細は会議録に譲ります。

この法律案では、市町村にあつても、「その他の諸費」のうち、人口を測定単位とするものについて、都市的形態の度合に応じて定めている額容補正係数を改正して行政の質の差のある現状において、公共投資の拡充、給与費の増加等に対応する所要財源の確保はもとより、行政水準の向上、地域格差の解消等の諸要請にこたえるためには、与えられた交付税のワク内で配分を考えただけでは問題は解決されないのでないか。交付税の総額をさらに増加し、これによって弱小団体に対する傾斜的配分を強むべきではないか。また、単位費用の積算に用いる給与費その他の単価が実態に合致していないのではないか。今次改正では税外負担解消のための措置を明確に打ち出していかなければ、解消の実効を期する上からは、前年度に引き続き、この点を配意すべきではなかつたか等の諸点であります。これらの論議に対して、政府は「本年度においては、地方税の増収、道路目的財源の充実等のほか、さらに、地方交付税の増額に伴い、公共投資関係の基準財政需要額が單独で行なう投資的事業の財源についての説明を聽取し、自來、地方財政計画との関連において慎重な審査を行なつたが、その詳細は会議録に譲ります。

この法律案では、市町村にあつても、「その他の諸費」のうち、人口を測定単位とするものについて、都市的形態の度合に応じて定めている額容補正係数を改正して行政の質の差のある現状において、公共投資の拡充、給与費の増加等に対応する所要財源の確保はもとより、行政水準の向上、地域格差の解消等の諸要請にこたえるためには、与えられた交付税のワク内で配分を考えただけでは問題は解決されないのでないか。交付税の総額をさらに増加し、これによって弱小団体に対する傾斜的配分を強むべきではないか。また、単位費用の積算に用いる給与費その他の単価が実態に合致していないのではないか。今次改正では税外負担解消のための措置を明確に打ち出していかなければ、解消の実効を期する上からは、前年度に引き続き、この点を配意すべきではなかつたか等の諸点であります。これらの論議に対して、政府は「本年度においては、地方税の増収、道路目的財源の充実等のほか、さらに、地方交付税の増額に伴い、公共投資関係の基準財政需要額が單独で行なう投資的事業の財源についての説明を聽取し、自來、地方財政計画との関連において慎重な審査を行なつたが、その詳細は会議録に譲ります。

さて、本委員会におきましては、昨日植木法務大臣から提案理由の説明を聞き、慎重審議、本日質疑を終了いたしました。別に討論もなく、採決に入りましたところ、全会一致をもつて政府原案の通り可決いたしました。

なお、本案に関連いたしまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党の

共同提案によりまして、証人、参考人の日当及び執行吏の手数料を来年度においては実情に即した適正な額に改正すべきであるという附帯決議を付する動議が提案せられました。これを採決に付しましたところ、これまで全会一致をもって可決いたしました。なお、詳細は会議録に譲ります。

## 官報(号外)

○謹長(清瀬一郎君) 採決いたします。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○謹長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。  
機械類賦払信用保険臨時措置法案を議題といたします。  
（保険契約）  
第三条 政府は、会計年度ごとに、機械類の製造業者又は販売業者によるすべての機械類を譲り受けたこれを販売する者その他の政令で定める販売業者に限る。以下「製造業者等」といふ。」を相手方として、政令で定める機械類の区分ごとに包括して機械類賦払信用保険の保険契約を締結することができる。

第一条 この法律は、機械類の割賦販売契約による取引につき信用保険を行なう制度を確立することによつて、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資することを目的とする。  
機械類賦払信用保険臨時措置法  
（目的）  
第二条 機械類賦払信用保険は、製造業者等が締結した機械類の割賦販売契約につき、政府と製造業者との間に、製造業者等が当該割賦販売契約に基づいて機械類を引き渡した後に受領すべき金額を保険価額とし、保険価額に百分の五十を乗じて得た金額を保険金額とする。

（保険金）  
第六条 第二条第一項の保険契約の保険料率は、この法律による政府の保険事業の収入が支出を償うよう結する第三条第一項の保険契約に基づいて成立する保険関係の保険契約に基づいて機械類を引き渡し前にその設置のためた後（引渡し前にその設置のために労務の提供を必要とする機械類

すなわち、この際、内閣提出、機械類賦払信用保険臨時措置法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。  
○謹長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。  
機械類賦払信用保険臨時措置法案を議題といたします。

（保険契約）  
第三条 政府は、会計年度ごとに、機械類を販売する契約をいう。

3 政府は、次に掲げる場合には、第一項の保険契約を締結してはならない。  
一 製造業者等が当該割賦販売契約を履行する能力を有すると認められない場合  
二 当該保険契約を締結しても、機械工業の振興に資すると認められない場合

一 当該割賦販売契約に係る機械類の処分その他損失を軽減するため必要な処置を講ずることにより回収した金額  
二 決済期において支払を受けることができる場合により回収した金額

（保険料率）  
第七条 政府は、会計年度内に

（契約の限度）  
第五条 第二条第一項の保険契約に基づいて政府がてん補すべき額

は、保険価額のうち製造業者等が

であつて政令で定めるものについて、當該債務の提供を開始した後、以下同じ。に到来する決済期において支払を受けることができる。

（保険料率）  
第六条 第二条第一項の保険契約の保険料率は、この法律による政府の保険事業の収入が支出を償うよう結する第三条第一項の保険契約に基づいて成立する保険関係の保険契約に基づいて機械類を引き渡し前にその設置のためた後（引渡し前にその設置のために労務の提供を必要とする機械類

金額の総額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をとえない範囲において、その保険契約を締結するものとする。

(代金等の回収)

第八条 保険金の支払を受けた製造業者等は、第三条第二項の保険關係が成立した割賦販売契約に基づく代金の回収又はその割賦販売契約に係る機械類の処分その他当該機械類に関する権利の行使に努めなければならぬ。

(回収金の納付)

第九条 保険金の支払を受けた製造業者等は、その支払の請求をした後回収した金額から当該保険金に係る決済期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除し、た残額に支払を受けた保険金の額の第五条に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

(契約の解除等)

第十条 政府は、製造業者等がこの法律(これに基づく命令を含む。)の規定又は第三条第一項の保険契約の条項に違反したときは、同条第二項の保険關係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、

若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年七月一日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行後五年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までに成立した第三条第二項の保険關係については、なお従前の例による。

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十六号の二の三十六の三 機械類賦払信用保険を行なうこと。

第十一条 中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 機械類賦払信用保険に関すること。

第一七条第十号の次に次の二号を加える。

十一 機械類賦払信用保険に関すること。

理 由

中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資するため、機械類の割賦販売契約による取引について政

府が信用保険を行なう制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長中川俊思君。

[報告書は会議録追録に掲載]

[中川俊思君登壇]

○中川俊思君 ただいま議題となりました機械類賦払信用保険臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申上げます。

第三は、保険事業の健全な運営をはかるため、特定の場合には政府は保険契約を締結してはならないこととする

とともに、保険金の支払いを受けた製造業者等には代金回収に努力する義務を課し、また、製造業者等が法律または契約の条項に違反した場合には保険金の不払いまたは返還等の措置をとることができるとしたことあります。

最近、中小企業の設備近代化のため、設備機械の割賦販売が徐々に増加しているのであります。その相手方は主として中小企業でありますため、

割賦販売に伴う信用危険が大きく、設備機械の製造業者等が割賦販売を一段と積極化するには、なお相当の困難がある実情であります。従いまして、機械類の割賦販売引について信用の補完を行なうため、政府による信用保険

制度を確立しようとするとするが、本案提出の理由であります。

第一次、本法案のおもなる内容を申し上げますと、

第一は、設備機械類の製造業者を相手方として、会計年度ごとに国が包括保険契約の形の信用保険契約を結ぶこととしたことであります。

第二は、保険契約を締結した場合、その割賦販売代金が不払いとなつたときの損失を国が填補することとし、その填補の割合は百分の五十としたことであります。

第三は、保険事業の健全な運営をはかるため、特定の場合には政府は保険契約を締結してはならないこととする

とともに、保険金の支払いを受けた製造業者等には代金回収に努力する義務を課し、また、製造業者等が法律または契約の条項に違反した場合には保険金の不払いまたは返還等の措置をとることができるとしたことあります。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもつて散会いたします。

午後一時三十八分散会

第四は、信用保険事業を運営する方

式として、國が一般会計からの繰入金等をもつて特別会計を設置し、独立採算制による事業の運営をすることとし

たことであります。

出席國務大臣

厚生大臣 古井 喜實君  
通商産業大臣 横名悦三郎君  
自治大臣 安井 謙君

本案は、去る二月二十四日當委員会に付託され、二月二十八日椎名通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、

自來、慎重な審議を重ね、本日採決に付しましたところ、全会一致をもつてあります。

なお、採決後、三党共同提案による附帯決議を付すことに決しました。

以上、報告を終ります。(拍手)

付し、了承いたしました。

原案通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、採決後、三党共同提案による附帯決議を付すことに決しました。

以上、報告を終ります。(拍手)

付し、了承いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもつて散会いたします。

午後一時三十八分散会

第四は、信用保険事業を運営する方

式として、國が一般会計からの繰入金等をもつて特別会計を設置し、独立採

算制による事業の運営をすることとし

たことであります。

出席國務大臣

厚生大臣 古井 喜實君  
通商産業大臣 横名悦三郎君  
自治大臣 安井 謙君

出席政府委員	法務政務次官 古川 文吉君	理事 横山 利秋君 (理事堀昌雄)	社会労働委員 田邊 誠君	社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一八九号)		
(常任委員辞任)	(常任委員辞任)	君昨十一日理事辞任につきその補欠	島本 虎二君	百貨店法の一部を改正する法律案 (田中武夫君外十三名提出)		
○朗読を省略した議長の報告 (条約送付及び通知)	○朗読を省略した議長の報告 (条約送付及び通知)	一、昨十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	金子 岩三君	産業地域の振興に関する臨時措置法 (勝岡田清一君外二十八名提出)		
一、昨十一日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。	一、昨十一日、議長において、次の常化協定の締結について承認を求めるの件	和田 博雄君 門司 克亮君	農林水産委員 亀岡 高夫君	百貨店法の一部を改正する法律案 (田中武夫君外十三名提出)		
日本国とグレート・ブリテン及び北 部アイルランド連合王国との間の文 化協定の締結について承認を求める の件	日本国とグレート・ブリテン及び北 部アイルランド連合王国との間の文 化協定の締結について承認を求める の件	本島百合子君 千葉 三郎君	本島百合子君 佐々木更三君	産業地域の振興に関する臨時措置法 (勝岡田清一君外二十八名提出)		
(法律公布奏上及び通知)	(法律公布奏上及び通知)	井伊 誠一君 松本 俊一君	八百板 正君 松本 俊一君	通商委員 金子 岩三君	以上二件 内閣委員会 付託	三四号)
一、昨十一日、次の法律の公布を奏上 し、その旨参議院に通知した。	一、昨十一日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	佐々木更三君 山本 幸一君	門司 克亮君	公職選挙法改正に関する調査特別 委員会 (議案送付)	公職選挙法改正に関する調査特別 委員会 (議案送付)	公職選挙法改正に関する調査特別 委員会 (議案送付)
公共施設の整備に関する市街地の 改造に関する法律	一、昨十一日、議長において、次の通 り特別委員の補欠を指名した。	金子 岩三君 亀岡 高夫君	松井 政吉君	離島振興法の一部を改正する法律案 一、昨十一日参議院に送付した内閣提 出案は次の通りである。	離島振興法の一部を改正する法律案 一、昨十一日参議院に送付した内閣提 出案は次の通りである。	離島振興法の一部を改正する法律案 一、昨十一日参議院に送付した内閣提 出案は次の通りである。
引揚者給付金等支給法の一部を改正 する法律	(常任委員補欠選任)	島本 虎二君 田邊 誠君	島本 虎二君 田邊 誠君	公職選挙法改正に関する調査特別 委員会 (議案送付)	公職選挙法改正に関する調査特別 委員会 (議案送付)	公職選挙法改正に関する調査特別 委員会 (議案送付)
一、昨十一日、大蔵委員会において、 次の通り理事を補欠選任した。	一、昨十一日、議長において、次の通 り常任委員の補欠を指名した。	金子 岩三君 木村 公平君	木村 公平君 金子 岩三君	防災建築街区造成法案 結核予防法の一部を改正する法律案 教育職員免許法等の一部を改正する法律案 法律案	防災建築街区造成法案 結核予防法の一部を改正する法律案 教育職員免許法等の一部を改正する法律案 法律案	防災建築街区造成法案 結核予防法の一部を改正する法律案 教育職員免許法等の一部を改正する法律案 法律案
理事 辻原 弘市君 (理事有馬輝 武君昨十一日理事辞任に つべきその補欠)	地方行政委員	山口シヅエ君 本島百合子君	門司 亮君 德安 實藏君	一、昨十一日、参議院送付の次の内閣 提出案を可決した旨参議院に通知し た。	一、昨十一日、参議院送付の次の内閣 提出案を可決した旨参議院に通知し た。	一、昨十一日、参議院送付の次の内閣 提出案を可決した旨参議院に通知し た。
文教委員	法務委員	和田 博雄君	和田 博雄君	臨時医療報酬調査会設置法案 (内閣 案 提出第一八八号)	臨時医療報酬調査会設置法案 (内閣 案 提出第一八八号)	臨時医療報酬調査会設置法案 (内閣 案 提出第一八八号)

公共施設の整備に関する市街地の  
改造に関する法律案

(回付議案要綱)

一、今十二日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

外務省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

明治二十五年五月一日第三種郵便物認可

昭和三十六年五月十二日 衆議院会議録第二十九号

定価  
一部  
五  
円  
良質紙  
印  
共  
合  
計  
十五  
円

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五  
大蔵省印局  
電話九段三一  
郵便